

### 3 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等

#### 【改正の概要】

令和4年度の税制改正において、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、対象となる資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものが除外された（令133①）。

（注） 次の制度についても、同様の改正が行われている。

- (1) 一括償却資産の損金算入制度（令133の2）
- (2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度（措法67の5）